

建設工事請負契約書約款の一部改正に係る新旧対照表

改正前	改正後
<p style="text-align: center;">【建設工事請負契約書約款】</p> <p>(現場代理人及び主任技術者等)</p> <p>第 10 条 [略]</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 主任技術者（建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 26 条第 3 項____に規定する工事の場合には専任の技術者）又は監理技術者（建設業法第 26 条第 3 項____に規定する工事の場合には専任の監理技術者、<u>当該工事が同法第 26 条第 4 項の工事にも該当する場合には監理技術者資格証の交付を受けた専任の監理技術者</u>）</p> <p>(3) 専門技術者（建設業法第 26 条の 2 に規定する技術者をいう。以下同じ。）</p> <p>2～4 [略]</p> <p>5 現場代理人、<u>主任技術者及び監理技術者並びに専門技術者は、これを兼ねることができる。</u> (工事関係者に対する措置請求)</p> <p>第 12 条 発注者は、現場代理人がその職務（<u>主任技術者若しくは監理技術者又は専門技術者と兼任する現場代理人</u>にあつてはそれらの者の職務を含む。）の執行につき著しく不相当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。</p> <p>2 発注者又は監督員は、<u>主任技術者若しくは監理技術者又は専門技術者</u>（これらの者と現場代理人を兼任する者を除く。）その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等で工事の施工又は管理につき著しく不相当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示</p>	<p style="text-align: center;">【建設工事請負契約書約款】</p> <p>(現場代理人及び主任技術者等)</p> <p>第 10 条 [略]</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 主任技術者（建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 26 条第 3 項<u>本文</u>に規定する工事の場合には専任の技術者）又は監理技術者（建設業法第 26 条第 3 項<u>本文</u>に規定する工事の場合には専任の監理技術者_____）</p> <p>(3) <u>監理技術者補佐（建設業法第 26 条第 3 項ただし書に規定する者をいう。以下同じ。）</u></p> <p>(4) 専門技術者（建設業法第 26 条の 2 に規定する技術者をいう。以下同じ。）</p> <p>2～4 [略]</p> <p>5 現場代理人、<u>監理技術者等（監理技術者、監理技術者補佐又は主任技術者をいう。以下同じ。）</u>及び専門技術者は、これを兼ねることができる。 (工事関係者に対する措置請求)</p> <p>第 12 条 発注者は、現場代理人がその職務（<u>監理技術者等又は専門技術者と兼任する現場代理人</u>にあつてはそれらの者の職務を含む。）の執行につき著しく不相当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。</p> <p>2 発注者又は監督員は、<u>監理技術者等、専門技術者</u>（これらの者と現場代理人を兼任する者を除く。）その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等で工事の施工又は管理につき著しく不相当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必</p>

した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

3～5 [略]

(あっせん又は調停)

第 55 条 [略]

2 前項の規定にかかわらず、現場代理人の職務の執行に関する紛争、主任技術者若しくは監理技術者又は専門技術者その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等の工事の施工又は管理に関する紛争及び監督員の職務の執行に関する紛争については、第 12 条第 3 項の規定により受注者が決定を行った後若しくは同条第 5 項の規定により発注者が決定を行った後、又は発注者若しくは受注者が決定を行わずに同条第 3 項若しくは第 5 項の期間が経過した後でなければ、発注者及び受注者は、前項のあっせん又は調停を請求することができない。

要な措置をとるべきことを請求することができる。

3～5 [略]

(著しく短い工期の禁止)

第 20 条の 2 発注者は、工期の延長又は短縮を行うときは、この工事に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、やむを得ない事由により工事等の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮しなければならない。

(あっせん又は調停)

第 55 条 [略]

2 前項の規定にかかわらず、現場代理人の職務の執行に関する紛争、監理技術者等、専門技術者その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等の工事の施工又は管理に関する紛争及び監督員の職務の執行に関する紛争については、第 12 条第 3 項の規定により受注者が決定を行った後若しくは同条第 5 項の規定により発注者が決定を行った後、又は発注者若しくは受注者が決定を行わずに同条第 3 項若しくは第 5 項の期間が経過した後でなければ、発注者及び受注者は、前項のあっせん又は調停を請求することができない。

【現場代理人及び主任技術者等選定通知書】

年 月 日

一関市長 勝部 修 様

住 所
請負者
氏 名

印

現場代理人及び主任技術者等選定通知書

次のとおり、現場代理人及び主任技術者等を定めたので、別紙経歴書を添えて通知します。

工 事 名	
工 事 場 所	一関市 地内
請 負 代 金 額	金 円
契 約 年 月 日	年 月 日
工 事 期 間	年 月 日 着工 年 月 日 完成
現 場 代 理 人	
主 任 技 術 者 (又は監理技術者)	

【現場代理人及び主任技術者等選定通知書】

年 月 日

一関市長 勝部 修 様

住 所
請負者
氏 名

印

現場代理人及び主任技術者等選定通知書

次のとおり、現場代理人及び主任技術者等を定めたので、別紙経歴書を添えて通知します。

工事名	
工事場所	一関市 地内
請 負 代 金 額	金 円
契 約 年 月 日	年 月 日
工 事 期 間	年 月 日 着工 年 月 日 完成
現 場 代 理 人	
主 任 技 術 者 (又は監理技術者 及び 監理技術者補佐)	

備考 改正部分は、下線の部分である。